

沼田市議会ガイドブック



ようこそ沼田市議会へ

議会はなにをするところ？



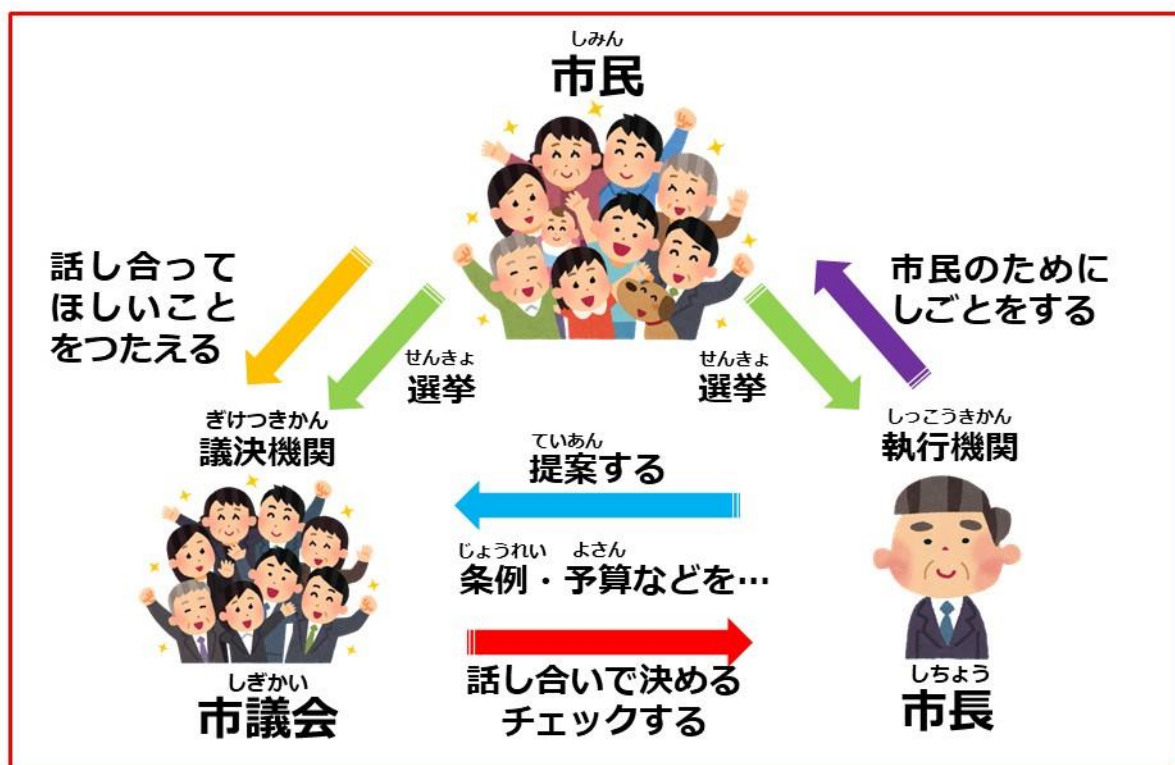
沼田市議会事務局



沼田市議会ガイドブック 目次

1	議会は何をするところ？	- 1 -
2	議会のしくみ	- 2 -
	○議員	- 2 -
	○議長・副議長	- 2 -
	○定例会と臨時会	- 2 -
	○本会議	- 3 -
	○一般質問	- 3 -
	○委員会	- 3 -
3	議会の仕事	- 4 -
	○議決	- 4 -
	○選挙	- 5 -
	○同意	- 5 -
	○調査・検査	- 5 -
	○意見書の提出	- 5 -
	○請願・陳情の受理	- 5 -
4	会議のルール	- 6 -
	○会議の公開	- 6 -
	○定足数	- 6 -
	○過半数議決	- 6 -
	○一事不再議	- 6 -
	○会期不継続	- 7 -
	○その他	- 7 -
5	議会の傍聴	- 7 -
6	会議の進め方	- 8 -

1 議会は何をるところ？



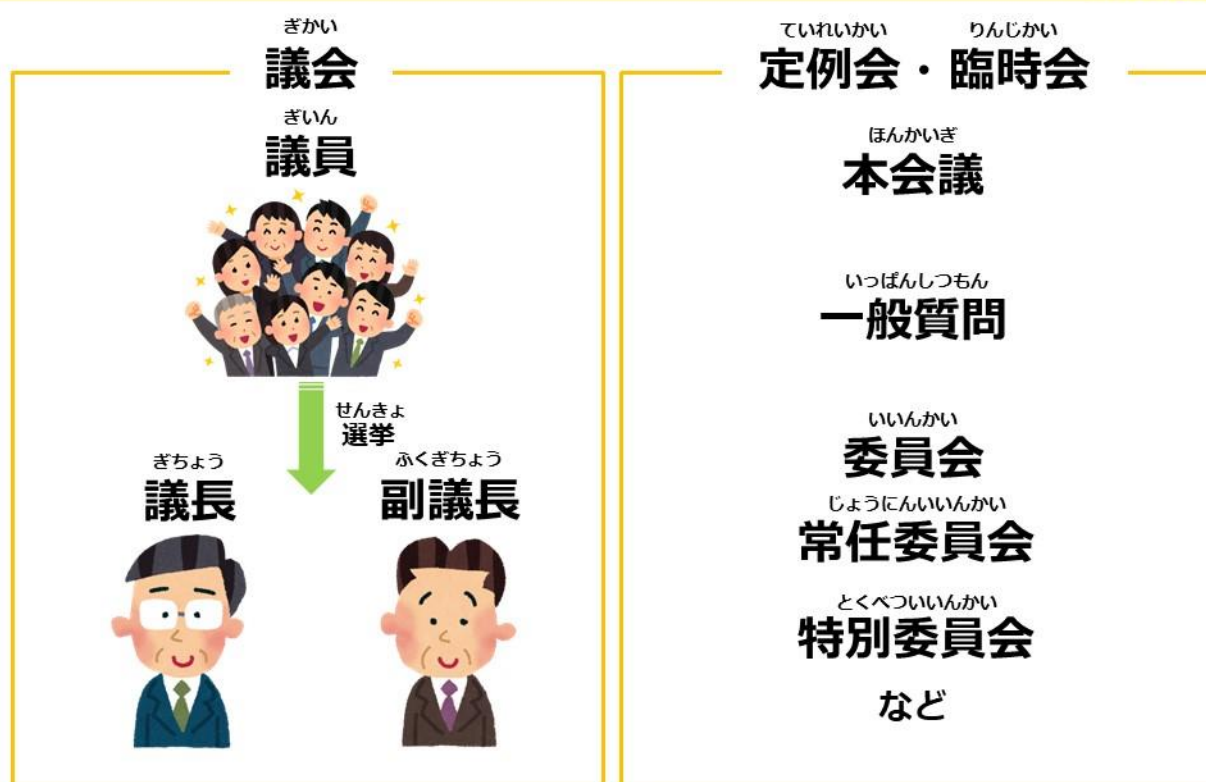
わたしたちの沼田市を、明るく住みよいまちにしてい くためには、市民の考えが市の行 政（市が行う仕事）に反映されるように することが必要です。

しかし、市民全員が集まって話し合いをすることはできませんので、市民の選挙によって選ばれた代表（議会：市議会議員）が 条 例（市の法律）を制定したり、市長が提出した予算（市が計画した仕事につかう予定のお金）を審議して決めたりします。市長は、議会の決めたことにしたがって計画を執行（実行）します。そのことから、議会は『議決機関』と呼ばれ、市長は『執行機関』と呼ばれています。

また、議会は、市長などが行う仕事を調査したり、検査したりするほか、多くの権限を持って活動しています。

議会は、市民が議員を通して市の行政（仕事）に参加するために、たいせつなところです。

2 議会のしくみ



○議員

議員は、満18歳以上の市民の選挙で選ばれますが、議員になる市民は25歳以上でなければなりません。議員の任期（議員の仕事をする期間）は4年です。沼田市議会議員の定数は、『沼田市議会議員定数条例』で20人と決められています。

○議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選ばれます。議長は、議会を代表し、会議の秩序や議事（審議して決めるまでのすべての流れ）の整理などの権限が与えられています。副議長は、議長を助け、議長が不在のときなどに議長の仕事を代わって行います。

○定例会と臨時会

議会は、年に4回開かれる定例会（3月・6月・9月・12月）と、急いで決めなければならない問題が起きたときに開かれる臨時会があります。通常は市長が招集して開かれます。会期（議会が開かれる期間）や会議の進め方などは議会で決めます。

○本会議

定例会や臨時会で、議員が議事堂^{ぎじどう}に集まって開く会議を本会議^{ほんかいぎ}といいます。

本会議は、議員が条例を制定したり、議案^{ぎあん}（市長が計画した仕事）を審議したりして、議会の意思（考え）を決めるためのものです。

○一般質問

議員が市の予算や仕事について、市長に対して質問をしたり、意見を言ったりするものです。

一般質問は、定例会で行われます。

○委員会

市の仕事はたくさんの分野にわたり、いろいろな制度の上になりたっています。

委員会は、議案などをいくつかの部門に分けて専門的に審査^{しんさ}するために議会の中におかれた機関（組織）です。委員会には、いつでも設置されている『常任委員会^{じょうにん}』と、必要なときに設置することのできる『特別委員会』があります。

『常任委員会』には、市の仕事を3つに分けて担当する3種類の委員会〔総務文^{そうむぶんきょう}教^{きょう}常任委員会・民生福祉^{みんせいふくし}常任委員会・経済建設^{けいざいけんせつ}常任委員会〕があります。

『特別委員会』には、市の予算を審査するための『予算審査特別委員会』（3月定例会）と、市の決算^{けっさん}（市の計画した仕事につかったお金）を審査するための『決算審査特別委員会』（9月定例会）があります。

また、議会の進め方がスムーズに行われるように、会議に関するルールなどを協議（相談）するための『議会運営委員会^{ぎかいうんえい}』があります。

3 議会の仕事



ぎかい けんげん ほうりつ けんり
議会にはいろいろな権限（法律で決められた権利）があります。

ぎけつ ◎ 議決



ていあん さんせい はんたい
… 市長などからの提案に賛成か反対かを決めます

ちょうさ けんさ ◎ 調査・検査

… 市の仕事がたくさん行われているかをプリントを見てチェックしたり、見に行ったりします

せいがん ちんじょう ◎ 請願・陳情 じゅり の受理



ねが
… 市民の願いを聞いて、市の仕事を新しくつくり、変えたりできないかを話し合います

どうい せんきよ いけんしょ ていしゅつ
このほかにも、同意、選挙、意見書の提出などの権限があります。

ちほうじちほう
議会には、地方自治法という法律でいろいろな権限が与えられていて、次のような仕事をしています。

○ 議決

ぎじょう
議場で各議員が賛成・反対の考えを表すことによって得られる議会の意思を議決といい、可決・否決で表されます。次のようなときに議決が必要です。

- せいてい かいせい はいし
・ 条例を制定、改正、廃止するとき
- ・ 予算を定めるとき
- ・ 決算を認めるとき
- けいやく
・ 特にたいせつな工事の契約を結ぶとき
- しゅとく しょぶん
・ 市の財産の取得や処分
- がっぺい
・ 市町村の合併
- ・ 法律や条例で決められているたいせつなこと

○選挙

議長・副議長、^{せんきょかんり}選挙管理委員などの選挙をします。

○同意

市長が、副市長、教育長、^{かんさ}監査委員などを^{にんめい}任命するときに同意を与えます。

○調査・検査

市の仕事が正しく行われているかどうかの調査・検査をします。

○意見書の提出

市民のくらしがよくなるように、国などに意見書を提出します。

○請願・陳情の受理

市民の意見や考えを市の行政に反映させるため、『^{せいがん}請願や^{ちんじょう}陳情』（市民などから寄せられる要望）を受け付けて審査します。



4 議会のルール



ぎかい
議会にはいろいろなルールがあります。

かいぎ こうかい ◎ 会議の公開



だれ
… 議会の話し合いは、ふつう誰でも見
ることができます

かはんすうぎけつ ◎ 過半数議決

しちょう ていあん さんせい
… 議会が市長などからの提案に賛成す
るときは、ふつう半数以上の議員が
賛成することが必要です

ていそくすう ◎ 定足数



ひつよう
… 議会の話し合いは、ふつう議員の半
数以上が出席することが必要です

いちじふさいぎ かいきふけいそく はつげん じゅう とうろん
このほかにも、一時不再議、会期不継続、発言の自由、討論の自由
などのルールがあります。

○ 会議の公開

市議会の会議は、原則として公開して行います。

ていそくすう ○ 定足数

議員の定数（20 人）の半数以上の出席がないと会議は開けま
せん。

かはんすうぎけつ ○ 過半数議決

議決するときは、ふつう出席議員の半数以上の賛成が必要です。
賛成と反対の数が同じ場合は議長が決めることになります。

いちじふさいぎ ○ 一事不再議

一度決定されたことについて、同じ会期中に同じような議案は
審議できません。

議会には、会議を^{みんしゅてき}民主的にスムーズに行うためのルールがあります。主なものを紹介します。

^{かいきふけいぞく}
○会期不継続

会期中に議決にならなかった議案は、次の会期に持ちこしません。ただし、引き続き審議することを決定すれば次の定例会まで持ちこすことができます。

○その他

発言の自由、^{とうろん}討論（賛成か反対の意見をいうこと）の自由などがあります。

5 議会の傍聴



議会の定例会や臨時会などの話し合いは議場で行われます。
議場は、テラス沼田5階にあります。

◎^{ぼうちょう}傍聴…議場で行われる会議の話し合いを市民が見たり、聞いたりするための^{ぼうちょうせき}傍聴席があります。傍聴はしずかにしていればだれでもできます。



6 議会の進め方

